

| | |
|-----|------------------------------------|
| 設 備 | 敷地の衛生及び安全 |
| | 法第 19 条第 3 項、令第 129 条の 2 の 5 第 3 項 |

敷地内の雨水浸透

雨水は、排水管を經由し公共下水道に接続して処理すること。

足立区は、下水道告示現況図においてほぼ全域が告示地域に該当し、排水は分流式又は合流式により排水しなければならないこととなっている。

一方、雨水を敷地内に浸透させることは、地盤沈下の抑制や豪雨時の河川増水緩和など、都市型水害を防ぐのに効果がある。

しかし、足立区は地域特性上地下水位が高いため、雨水をすべて敷地内処理することは難しい。特に豪雨時には自分の敷地が水浸しになるばかりでなく、隣地にも影響を及ぼすおそれがある。

このため、上記を踏まえた上で雨水を浸透処理する場合は、豪雨時対策として浸透トレンチ管や浸透ますからあふれた雨水は、オーバーフロー管などを設置し、浸透処理できない分の雨水を公共下水道に接続し下水道処理をすること。

| | |
|--------|-------------|
| 技術的助言等 | |
| 参考資料等 | 東京都下水道告示現況図 |